

会議を傍聴される方へ

鳥取県議会事務局

- 1 会議を傍聴しようとする方は、傍聴受付で受付後、傍聴券を着用の上、傍聴席へお入り下さい。ただし、傍聴される方が多数の場合、又は会議の都合によっては、お断りすることもあります。

お帰りの際、傍聴券は受付にお返し願います。

- 2 次のような方は傍聴できません。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を持っている方。
- (2) ビラ、幕、たすき等威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を持っている方、又は着用している方。
- (3) ペット等動物（身体障害者補助犬を除く）を伴う方。
- (4) 会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を持っている方。
- (5) 酒気を帯びていると認められる方。
- (6) その他会議を妨害するおそれがあると認められる方。

- 3 傍聴席では、次のことをお守り下さい。

- (1) **静かにすること。**
- (2) 議場における言論に対して**批判したり、可否を表明したり、私語や拍手をしたりしないこと。**
- (3) 威勢を示さないこと。
- (4) **飲食又は喫煙をしないこと。**
- (5) **携帯電話端末等は音を発しないようにすること。**（マナーモードに設定すること。）
- (6) **写真撮影等のため発光装置を使用しないこと。**
- (7) その他会議を妨害したり、他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

※傍聴される方は、議長・係員の指示に従って下さい。議長が注意し、なお従わないときは、退場していただくことがあります。

- 音声聞こえにくい方には、補聴イヤホンの貸出しを行います。受付係員にお申し出下さい。（先着20名です。）
お帰りの際、補聴イヤホンは必ず受付にお返し願います。
- 傍聴中の託児を希望される場合は、傍聴される5日前までに、県議会事務局 総務課（電話 0857-26-7460）までお申し出下さい。